

令和3年

9月1日開始

安心して生き生きと暮らせるまちをめざして

～ 令和3年8月2日から加入の受付を開始します～

亀山市

回覧

認知症等高齢者個人賠償責任保険事業

この事業は、認知症等により、日常生活の中で偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負う場合に補償を受けることができます。認知症の高齢者等を被保険者とし、市が保険契約者となって賠償責任保険に加入し、保険料を負担します。



保険加入の対象となる場合、補償内容

補償の対象となる場合

- 誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった
- 他人の財物を壊してしまった
- 日常生活で他人にケガをさせてしまった

補償内容

- 補償金額：1事故あたり最大3億円
- 「示談交渉サービス」付き（国内のみ）
(被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合、
被保険者に代わって保険会社が示談交渉を行います)



保険の被保険者

認知症等高齢者見守りシール交付対象となった「認知症等高齢者」

（ただし、親族が保険に加入することを親族が希望する場合）



見守りシール

①②のいずれにも該当する人

- ①自力で外出することが可能であり、かつ、認知症等の症状により自力での帰宅が困難となる可能性がある市内に住所を有する在宅の65歳以上の人
- ②介護保険の要介護・要支援者、または医師により認知症と診断された人



加入の申込方法

令和3年8月2日より受付を開始します。申請者は親族となります。保険事業のみの加入はできません。
申請後、保険への加入の可否を決定し、加入の決定を受けた認知症等高齢者の保険加入は、決定日の翌月からとなります。なお、年度ごとに継続の手続きが必要です。

「認知症等高齢者見守りシール」と合わせて、長寿健康課高齢者支援グループまでご相談ください。



【問合先】亀山市 健康福祉部 長寿健康課 高齢者支援グループ

亀山市総合保健福祉センター あいあい9番窓口 TEL (0595) 84-3312



認知症の人とその家族を地域で支える

認知症等高齢者見守りシール

高齢者が認知症等の症状により自力での帰宅が困難となったときに、発見者が見守りシールに印刷された二次元コードを読み取ることで、本人確認や家族等への連絡ができ、早期発見・保護につながります。



2種類のシールがあります

耐洗ラベル 180°Cのアイロンで圧着します。衣服や持ち物に貼ります。

蓄光シール 暗い所で光ります。靴、杖、シルバーカーなどに貼ります。



見守りシール交付対象者

自力で外出することが可能であり、認知症等の症状により自力での帰宅が困難となる可能性がある高齢者を介護する人やその家族



見守り対象高齢者

①②のいずれにも該当する人

- ①自力で外出することが可能であり、かつ、認知症等の症状により自力での帰宅が困難となる可能性がある市内に住所を有する在宅の65歳以上の人
- ②介護保険の要介護・要支援者、または医師により認知症と診断された人



交付枚数

対象高齢者1人あたり 耐洗ラベル 30枚 + 蓄光シール 10枚



費用負担

無料 ※追加交付に係る費用は、実費を負担いただきます。



交付申請から利用までの流れ

長寿健康課 高齢者支援グループ(あいあい)へ申請 ※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。



本人のニックネーム、生まれ年・月、性別、身体的特徴、既往歴等を専用サイトに登録し、見守りシールを本人の衣類及び所持品に貼付

【問い合わせ先】

亀山市 健康福祉部 長寿健康課 高齢者支援グループ

TEL 0595-84-3312